

令和 3 年度不用品回収業者への 立入検査結果をお知らせします。

令和 3 年 11 月から令和 4 年 1 月にかけて、市町村等とともに県内（長野市及び松本市を除く）の不用品回収場所に立ち入り、違法行為の有無等の検査を行うとともに、回収品の残置や不適正処理を行わないよう必要な指導を行いました。

立入検査の結果

○立入箇所数	不用品回収業者	77 箇所（67 業者）
	有害使用済機器保管等業者	5 箇所（5 業者）

○家電 4 品目の確認数

テレビ	167 台	冷蔵庫	117 台
洗濯機	61 台	エアコン	222 台

○回収品の内容

回収品のほとんどは一般家庭から出される物であり、中古品等として取り扱われる自転車、農機具、家電品、鉄くずなどであった。

しかし、中には破損している、年式が古いなどにより再使用に適さず、廃棄物に該当すると判断できる家電品等が確認された。

○主な指導内容

回収した物の適正保管、回収場所から廃棄物や不用品が生じた場合は廃棄物として適正に処理することまた、自転車を大量に保管している事業者に対しては、早期に搬出すること等の指導を行った。

その他、有害使用済機器の保管業者に対しては、保管場所の表示を掲示すること等を指導した。

長野県は、これからも市町村等と連携して不用品回収業者への立入検査を実施し、処理の適正化に向け取り組んでまいります。